

# 名古屋市消防団のあり方検討会

## 第1次答申

平成26年10月

名古屋市消防団のあり方検討会



## はじめに

名古屋市の消防団は、小学校の通学区域ごとに設置され、結成当時から「地域密着型」の消防団として多面的な活動を行っており、自分たちの住むまちは自分たちの手で守るという消防団の理念のもと、時代とともに組織体制の拡充を図りながら、その精神と技術が脈々と受け継がれ今日に至っています。この間、消防団が積み重ねてきた成果は非常に大きなものがあり、消防・防災体制が近代化された今日においても、地域の安全を守る中核として、とりわけ社会が高齢化を迎える中、その活動により一層の期待が寄せられています。

しかしながら、現在の状況を見ますと、団員の高齢化、団員数の減少、日中の活動が制限される被雇用者、いわゆる会社員の占める割合の増加など、消防団を取り巻く環境は厳しさを増しております。さらには、大都市における消防団の位置付け、行財政改革の中で求められる消防団予算の適正化など、社会情勢の変化に伴う将来に向けた消防団のあり方が問われてきています。

そんな折、昨年末「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が施行され、その中で消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在として規定されました。

これを機に設置された本検討会では、これまで5回にわたり、地域における消防団のあり方、団員の適正な処遇のあり方など幅広い議論を行ってきましたが、ここで一定の結論が得られた内容を取りまとめましたので答申します。

# 目 次

【ページ番号】

第1	名古屋市の消防団を取り巻く現状	1
第2	名古屋市の消防団の処遇のあり方	
1	報酬	3
(1)	導入	3
(2)	金額及び支給要件	5
2	費用弁償（出場手当）のあり方	7
第3	名古屋市の消防団の運営のあり方	
1	装備	9
2	教育訓練	10
3	その他	
(1)	負担金制度	11
(2)	消防団活性化対策	
ア	女性消防団員の加入促進について	12
イ	機能別消防団制度について	13
ウ	定年制について	14

【付属資料】 消防団充実強化にかかる消防団員アンケート集計結果

## 第 1 名古屋市の消防団を取り巻く現状

昭和 23 年（1948 年）の「消防組織法」施行に基づき、同年 10 月 1 日付けで「名古屋市消防団条例」及び「名古屋市消防団設置規則」が制定され、学区ごとに消防団を設置した。その後、幾多の変遷を経て、平成 26 年 4 月 1 日現在、消防団数 266 団、定員 6,820 名、実員 5,997 名となっている。

しかし、全国的に消防団員の高齢化及び消防団員数の減少の傾向であるが、本市についても例外ではなく、同様の傾向となっている（図 1 参照）。逆に、女性消防団員数については、平成 10 年度に初めて 52 名を採用して以来、増加の一途を辿っている（図 2 参照）。

近年、東日本大震災をはじめ、局地的な豪雨、豪雪や台風などによる災害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産を災害から守る地域防災力の重要性が増大している。さらに、南海トラフ巨大地震の発生が危惧されている中で、本市においても地域防災体制の確立が喫緊の課題となっている。

そのためには、まず、地域防災力の中核である消防団員を確保することが重要であり、それを含めた消防団の抜本的な強化を図ることが必要である。

【各年度4月1日現在の数値】

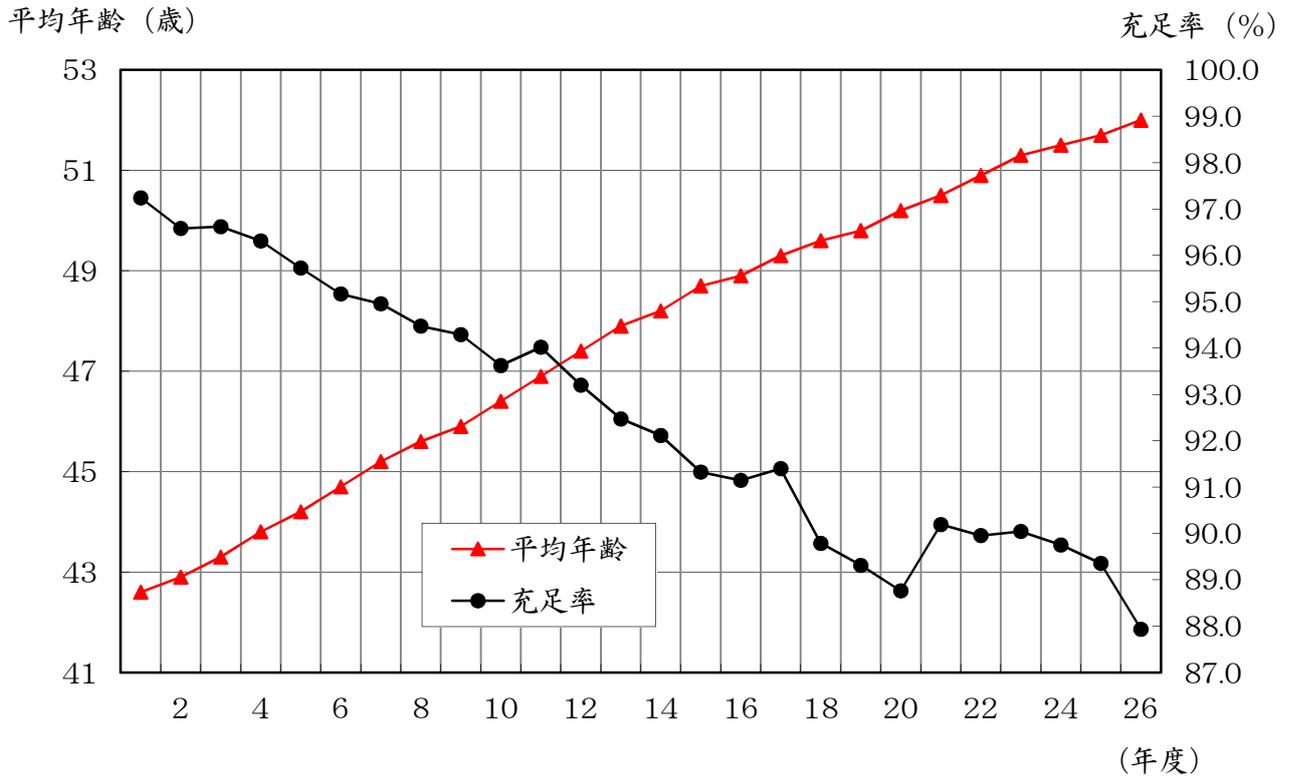


図1 平成元年度からの平均年齢及び充足率の推移

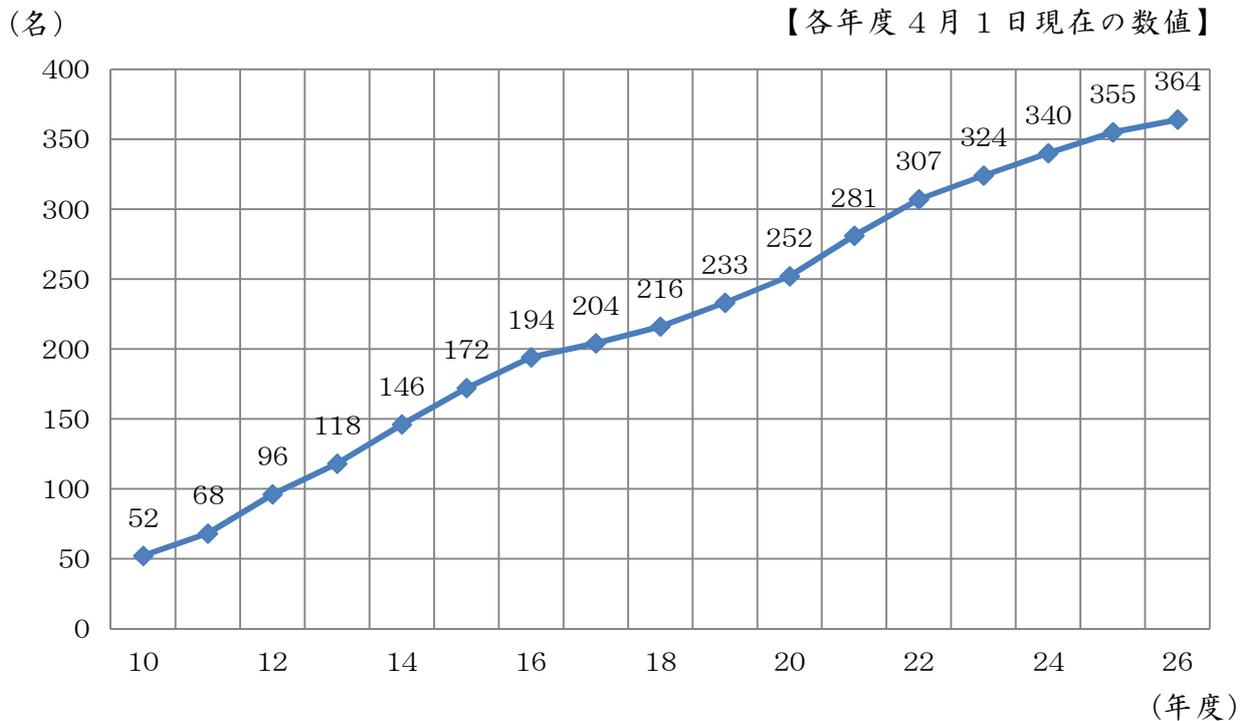


図2 女性消防団員数の推移

## 第2 名古屋市の消防団の処遇のあり方

### 1 報酬

名古屋市の消防団は、結成以来、強固な郷土愛護及びボランティア精神のもとで活動を続けており、その使命感を尊重し、名古屋市はこれまで消防団員に対し報酬を支給していない。しかしながら、地方自治法第203条の2には報酬を支給しなければならないと規定されており、総務省消防庁からも支給するよう指摘されている。また、昨年末新たに施行された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」においても、消防団員の処遇の改善を図るため、適切な報酬の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものと規定されている。

なお、政令指定都市の中で、報酬を支給していないのは京都市と名古屋市のみであり、京都市については平成27年度から支給することが決定している。

#### (1) 導入

本年5月、全消防団員を対象に「消防団充実強化にかかる消防団員アンケート」が実施された。その回収率は81%と非常に高い数値となっており、名古屋市の消防団員の前向きな姿勢がうかがえるが、そ

のアンケートで報酬の支給について尋ねたところ、67.5%の消防団員が「賛成」と回答している（図3参照）。

これまで長い間、使命感で取り組んできた多くの消防団員の活動のあり方は尊重すべきであるが、今後入団してくる未来の消防団員のため、また、全国的に見ても、ほとんどの都市で報酬を支給していること、さらには、上記アンケート結果のとおり、7割ほどの消防団員が報酬の支給に賛成していることなどから総合的に判断すると、消防団員の処遇の改善という観点からも、今後、名古屋市の消防団に報酬を導入すべきである。

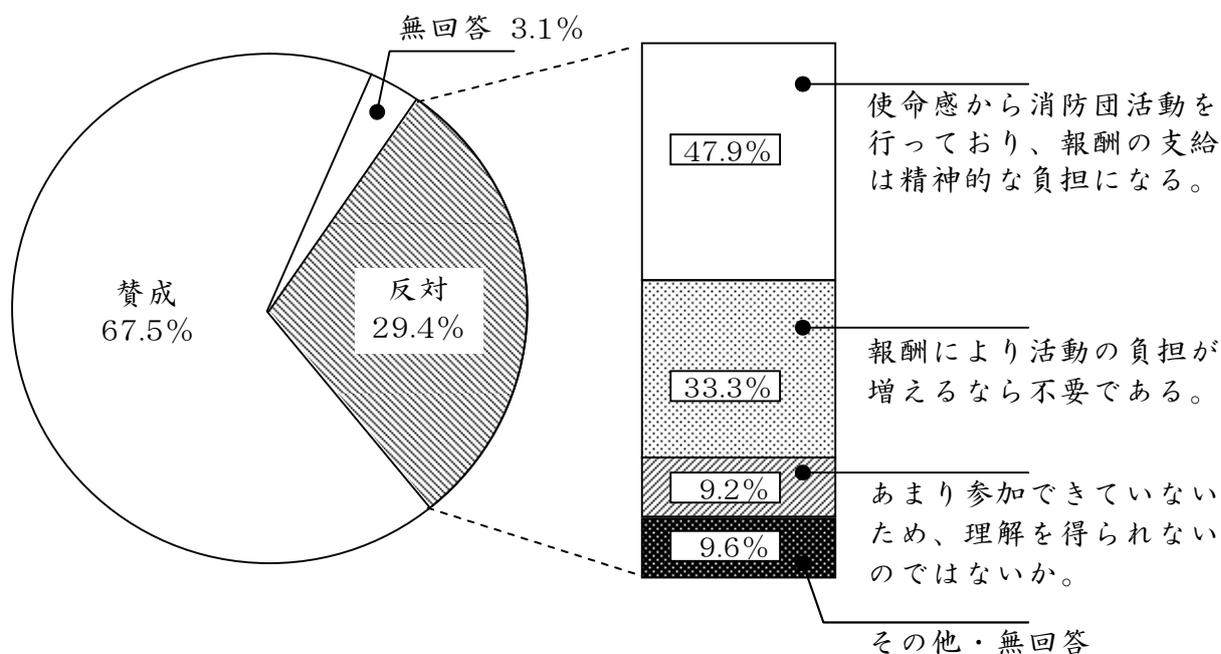


図3 報酬の支給についての質問に対する回答  
(消防団充実強化にかかる消防団員アンケート)

## (2) 金額及び支給要件

国からの交付税単価（年額）を見ると、団長の82,500円を最高額、団員の36,500円を最低額とし、階級ごとに差を設けた金額となっており、報酬額については、その単価どおり設定することが理想であるが、その単価がどのような活動をモデルとして設定されているのかは不明である。

一般的に報酬は労働の対価であるが、非常勤であること及び消防業務という特殊性に鑑み、消防団員の報酬は、その身分の対価とすべきであると考えます。

一方、名古屋市には、学区内の様々な団体の代表などで構成された「学区連絡協議会」という協議組織があり、区政協力委員、民生委員、保健委員などと同様、消防団員もその組織の一員となっており、トップは区政協力委員長である。前記各委員は、消防団員同様、非常勤の職員であり、それぞれ市から費用弁償の支給を受けている。

上記のとおり、消防団員も地域の輪の中で活動しており、今後も良好な関係を築き、よりよいまちづくりを推進していくためには、他の各委員の支給額を無視することはできないと考えます。

また、消防団も消防本部と同様に、団長をトップとした階級制度があり、階級によって職責や管理す

る部下の人数が異なるため、その責任に応じた金額とすべきであると考える。

したがって、報酬は、区政協力委員などの非常勤の職員の費用弁償額を考慮しつつ、消防団員としての身分に対して適正なものとし、さらに、階級ごとに差を設けた金額設定とすべきである。

次に、出場実績のない又は出場見込みのない消防団員への対応であるが、そのような消防団員に報酬を支給するとなると、消防団の中での人間関係への影響が懸念される。

主な政令指定都市の状況を見ると、出場回数に関係なく全消防団員に支給しているという都市がほとんどである。これは、身分の対価とする消防団員の報酬の考え方によるものと思われる。ただし、出場実績のない又は出場見込みのない消防団員に対しては、分団長などによる継続の意思確認や出場を促すなどの対応を取っている。

本市においても、報酬は、全消防団員に支給すべきと考えるが、消防団の中での不公平感の発生や活動熱心な消防団員のモチベーションの低下などを回避するため、出場実績のない又は出場見込みのない消防団員に対しては、他都市と同様に何らかの措置を講ずるべきである。

## 2 費用弁償（出場手当）のあり方

現在名古屋市は、消防団員に対し報酬は支給せず、災害対応、火災予防活動、訓練・教養などの出場1回につき一律1,000円を費用弁償として支給している。

今回、報酬を導入することとした場合、手当に対する考え方を整理する必要がある。

一般的な民間企業は、時間外勤務や危険が伴う場所での作業などを行った場合に、基本給とは別に手当という形で支給することが多い。つまり、拘束時間や職務の特殊性を考慮したものとなっている。

災害というものは、いつ発生するか予測できず、その形態も様々であるため、消防団員の手当についても、活動時間や危険性を考慮し、肉体的・精神的負担への対価と考えるべきである。

一方、災害対応のみならず、いま消防団に求められているものは多岐にわたっており、その中でも防火訓練、広報活動などの火災予防活動や、災害を未然に防ぎ、大災害が発生した場合の被害を最小限に食い止めるための日頃の防災啓発活動は、南海トラフ巨大地震の発生が危惧される昨今、特に重要視されている。

国としては、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を新たに制定し、また、名古屋市としては、昨年度から重点施策として自助力向上の促

進事業を立ち上げ、国と地方公共団体が一体となって住民一人ひとりの防災力、ひいては地域の防災力を強化させようという取り組みを行っている。その中核的な役割を果たす消防団員の火災予防活動や防災啓発活動に対しては、上記取り組みを効果的に実施するためにも、手当としてその対価を支給することが必要である。

### 第3 名古屋市消防団の運営のあり方

#### 1 装備

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）」（以下「消防団新法」という。）が施行されたことを受け、「消防団の装備の基準（昭和63年消防庁告示第3号）」が本年2月に改正された。改正のポイントは、東日本大震災において多数の消防団員が犠牲になったことを踏まえ、救助用半長靴や救命胴衣などの消防団員の安全確保のための装備、携帯用無線機やトランシーバーなどの双方向の情報伝達が可能な装備、油圧ジャッキやチェーンソーなどの救助活動用資機材をそれぞれ充実することである。

南海トラフ巨大地震の発生が危惧されている中、全団統一した活動ができるようにするためには、名古屋市として必要な装備を全団に配備することが理想である。しかし、全266団が管轄する地域には、それぞれ地域特性があり、全団横並びで配備することが一概に効果的かつ効率的なこととは言えない。

また、装備には、日常的に必要な装備といざという時に必要な装備がある。後者については、市内をいくつかのブロックに分け、ブロックごとに配備、管理す

るという方法や、建設業協会などと応援協定を結び、発災時必要に応じて借用するという方法もある。

したがって、今後名古屋市として優先的に配備が必要な装備、また、各消防団の実情に応じた装備を精査し、発災時に消防団が充実した活動ができるよう計画的に配備していくべきある。また、資機材に関する各業界との応援協定の締結についても検討する必要がある。

さらに、油圧ジャッキやチェーンソーなどの救助活動用資機材は、ある程度の技術が必要であり、取扱いを誤ると危険を伴う資機材であるため、配備する際には、取扱いや点検に関するルールを定め、十分な訓練を行う必要がある。

## 2 教育訓練

消防団新法が施行されたことを受け、「消防学校の教育訓練の基準（平成 15 年消防庁告示第 3 号）」（以下「教育基準」という。）が本年 3 月に改正された。改正のポイントは、消防団の現場指揮者の担う役割の重要性が増したことに鑑み、消防団員に対する幹部教育のうち中級幹部科について見直すこととしたことである。その背景としては、東日本大震災の教訓から災害活動における安全管理の徹底が重視されていること、

大規模災害時において常備消防、緊急消防援助隊などの連携強化が必要となり、消防団の担う役割が重視されてきたこと、地域防災力の中核として、消防団が自主防災組織などの指導・育成に関わることが求められていることなどが挙げられる。

これらのことを踏まえ、教育基準に基づいてこれまで実施してきた幹部教育を見直すとともに、南海トラフ巨大地震の発生を見据え、消防署と消防団との円滑な連携活動を強化していくため、合同訓練体系を整備すべきである。また、消防団新法の大きな狙いである一人ひとりの生命を守るために必要な地域防災力の充実強化を図るため、現在、一部の消防団で実施している「消防団マイスター制度」を全市的に導入し、可搬式ポンプや応急手当などに精通した消防団員を養成するとともに、その消防団員に各資格を与え、他の消防団員や地域住民に対し率先して指導ができる体制を構築すべきである。

### 3 その他

#### (1) 負担金制度

名古屋市消防団は、結成以来、学区ごとに設置した多団制を敷いており、それぞれの消防団が管轄する地域を主体として活動を行っている。その運営

などに係る費用について、市は負担金として一定額の助成を行っているが、費用の一部を学区からの助成により補っている消防団も少なくない。

歴史的経緯や学区との関係などを考慮すると、その運営などに係る費用を直ちに全額市費による負担とすることは極めて困難であると考えられるが、学区からの助成に依存することは、消防団によって運営などに差異が生じることになる。また、消防団の法的位置づけは、消防組織法に基づき設置された機関であり、その趣旨に鑑みると、消防団に要する費用は市費により負担されるべきである。

よって、地域に根差した名古屋市消防団の根幹である多団制は保持しつつ、負担金制度を含めた消防団に要する費用の負担方法について、中長期的な視点で検討していくことが必要である。

## (2) 消防団活性化対策

### ア 女性消防団員の入団促進について

名古屋市消防団は、平成 10 年に初めて女性を採用して以降、右肩上がりで増加しており、平成 26 年 4 月 1 日現在で 364 名の女性消防団員が在籍している。これは全消防団員の 6.1%にあたり、全国の 2.2%を大きく上回っている。これは、現

消防団員の地道な勧誘活動によるところが大きい。

東日本大震災で重要性が明らかになった避難所運営、被災後の復興などあらゆる面において女性の視点は欠かすことのできないものであり、女性がいることで安心して被災を乗り越えられるという声も少なくない。

一方で、消防団は昔から男性社会であったため、現在もその印象が強く、女性にとって入団しやすい環境が整っているとは言い難い部分もある。この問題を解決するためには、消防団員を含めた地域住民の消防団に対する意識を変えていくことから始める必要がある。また、併せて市としては、女性に配慮した詰所の改修を行うなど受け入れ体制を整えることも必要である。

したがって、今後は、今の消防団のあるべき姿を広く伝えながら引き続き地道な勧誘活動を行っていくとともに、詰所の改修を行うなど女性が入団、活動しやすい環境づくりを充実強化し、更なる入団促進を図っていく必要がある。

## イ 機能別消防団制度について

名古屋市消防団は多団制であるため、国が示す

ような形の機能別消防団制度を採用することは困難である。

したがって、例えば市全体の中から何らかの技術に秀でた消防団員を集めて部隊を結成し、特定の災害活動にあたらせるなど、名古屋市消防団に合った独自の形を検討していく必要がある。

## ウ 定年制について

平成 26 年 4 月 1 日現在、名古屋市の消防団員の平均年齢は 52.0 歳で、政令指定都市の中で最高齢となっている。名古屋市消防団連合会においては、昭和 63 年に「おおむね 70 歳をもって後進に道を譲る努力をする。」との申し合わせがされているが、それ以降現在に至るまで、平均年齢は上昇の一途を辿っている。

南海トラフ巨大地震の発生が危惧されている昨今、消防団に対する市民の期待は年々高まっている。発災時には必然的に長時間活動が求められるため、消防団員にはそれに耐えられるだけの体力が必要である。また、次世代の育成という面も考慮すると、ある一定の線引きは必要である。

しかし、定年制を導入することにより、更なる充足率の低下が懸念されるため、並行して若年層

の加入促進に力を入れていくことも必要である。そのためには、まず消防団とは何か、また、どのような活動をしているのかということを市民により知ってもらうことが重要である。その方法の一つとして、時代の流れからウェブコンテンツの充実が挙げられる。現在は情報化社会いわゆる「ネット社会」と言われており、メディア別の情報収集量は、テレビや新聞を押しえインターネットが最も多くなっているため、既存のウェブコンテンツを充実させることも検討すべきである。もちろん、今の消防団を魅力あるものとし、実際に消防団員がいきいきと活動している姿を折に触れて住民に見せることも入団促進に繋がると考える。

したがって、区政協力委員など他の非常勤職員の定年を考慮しながら名古屋市消防団に定年制を導入するとともに、ウェブコンテンツの充実を行うなど、より一層の若年層の加入促進を図るべきである。

消防団充実強化にかかる  
消防団員アンケート集計結果

- 平成26年5月実施
- 対象：名古屋市全消防団員  
(アンケート実施時現在：5,997名)
- 回収率：81% (4,865名が回答)

## 「消防団充実強化にかかる消防団員アンケート」

### Q1 階級をお答えください

	回答数	構成比
(1) 団長	249	5.1%
(2) 副団長	484	9.9%
(3) 部長	696	14.3%
(4) 班長	1,167	24.0%
(5) 団員	2,256	46.4%
無回答	13	0.3%
計	4,865	100.0%

### Q2 年代をお答えください

	回答数	構成比
(1) 20歳未満	15	0.3%
(2) 20歳代	108	2.2%
(3) 30歳代	474	9.7%
(4) 40歳代	1,246	25.6%
(5) 50歳代	1,465	30.1%
(6) 60歳代	1,330	27.3%
(7) 70歳代	218	4.5%
(8) 80歳代	1	0.0%
無回答	8	0.2%
計	4,865	100.0%

### Q3 消防団員としての経験年数をお答えください

	回答数	構成比
(1) 5年未満	1,208	24.8%
(2) 5年以上10年未満	886	18.2%
(3) 10年以上15年未満	771	15.8%
(4) 15年以上20年未満	563	11.6%
(5) 20年以上25年未満	501	10.3%
(6) 25年以上	917	18.8%
無回答	19	0.4%
計	4,865	100.0%

### Q4 あなたはどの程度消防団活動に参加していますか

	回答数	構成比
(1) できる限り参加している	4,075	83.8%
(2) あまり参加していない	737	15.1%
無回答	53	1.1%
計	4,865	100.0%

Q5 設問Q4について「あまり参加していない」を選択した理由をお聞かせください(2つ以内で選択)

	回答数	構成比
(1) 仕事が忙しくて参加できない	611	53.5%
(2) 家族の理解が得られない	41	3.6%
(3) 土日(休日)の行事が多く負担である	242	21.2%
(4) 訓練、行事の回数が多く負担である	106	9.3%
(5) 年齢層が異なる(高い)ため参加しにくい	35	3.1%
(6) その他	90	7.9%
無回答	17	1.5%
計	1,142	100.0%

Q6 消防団の活動環境がどのように変われば、より多くの団員が消防団活動に参加できるようになるとお考えですか(2つ以内で選択)

	回答数	構成比
(1) 負担の軽減(訓練・行事参加の見直し)	2,523	31.8%
(2) 処遇の改善(報酬の導入・出動手当の増額)	2,269	28.6%
(3) 消防団の環境改善(若返りなど)	2,446	30.9%
(4) その他	443	5.6%
無回答	245	3.1%
計	7,926	100.0%

Q7 市民から消防団に求められていると思う活動をお答えください(優先順3つ以内で選択)

	回答数	構成比
(1) 消火活動	1,950	13.7%
(2) 地震災害活動	1,797	12.7%
(3) 風水害等活動	992	7.0%
(4) 救助・救急活動	1,125	7.9%
(5) 警戒活動(非常配備、連続火災などにおける警戒警備)	2,093	14.8%
(6) 火災予防活動(春・秋予防運動、毎月19日、年末警戒など)	2,211	15.6%
(7) 応急手当講習(自主防災訓練時など)	1,147	8.1%
(8) 防災講習(自主防災訓練時など)	1,692	11.9%
(9) 他の地域活動(地域住民に対する協力など)	1,129	8.0%
無回答	51	0.4%
計	14,187	100.0%

Q8 Q7で選択した活動を行うにあたり何が必要だと思いますか(2つ以内で  
選択)

	回答数	構成比
(1) 教養・訓練(消防団、消防署、消防学校などで行うもの)	3,932	45.0%
(2) 自己啓発(各種講習会への参加、書籍・インターネットを見るなど)	1,078	12.3%
(3) 実経験(活動の積み重ね)	3,514	40.2%
(4) その他	97	1.1%
無回答	115	1.3%
計	8,736	100.0%

Q9 消防団活動に対する意識をお聞かせください(いずれか1つ)

	回答数	構成比
(1) 非常勤特別職の地方公務員という意識で活動している	782	16.1%
(2) 地域のボランティアという意識で活動している	3,972	81.6%
(3) その他	64	1.3%
無回答	47	1.0%
計	4,865	100.0%

Q10 名古屋市消防団員に報酬の支給がないことについて(いずれか1つ)

	回答数	構成比
(1) 知っている	3,475	71.4%
(2) 知らない	1,326	27.3%
無回答	64	1.3%
計	4,865	100.0%

Q11 報酬が支給されることによりQ9の意識は変わりますか(いずれか1つ)

	回答数	構成比
(1) 非常勤特別職の地方公務員という意識が強くなると思う	2,073	42.6%
(2) 特に変わらないと思う	2,608	53.6%
(3) その他	120	2.5%
無回答	64	1.3%
計	4,865	100.0%

Q12 名古屋市消防団員の処遇改善のため、報酬を支給することについて(いずれか1つ)

	回答数	構成比
(1) 賛成する	3,284	67.5%
(2) 反対する	1,429	29.4%
無回答	152	3.1%
計	4,865	100.0%

Q13 設問Q12について「反対する」を選択した理由をお聞かせください(いずれか1つ)

	回答数	構成比
(1) 「自分たちのまちは自分たちで守る」との使命感から消防団活動を行っており、報酬の支給は精神的負担につながるため不要である	684	47.9%
(2) 報酬をもらうことで活動の負担が増えるなら報酬をもらわない方がよい	476	33.3%
(3) なかなか消防団活動に参加できないため、報酬を受け取るとは市民に受け入れられないので不要である	132	9.2%
(4) その他	106	7.4%
無回答	31	2.2%
計	1,429	100.0%

Q14 現在の消防団活動に対し、国が定める年額報酬の基準額についてどう思いますか(いずれか1つ)

	回答数	構成比
(1) 多い	404	8.3%
(2) 適当	2,896	59.5%
(3) 少ない	1,306	26.8%
無回答	259	5.3%
計	4,865	100.0%

Q15 設問Q14について「多い」を選択した理由をお聞かせください(いずれか1つ)

	回答数	構成比
(1) 「自分たちのまちは自分たちで守る」との使命感から消防団活動を行っており、この額の報酬は精神的負担につながるため多い	205	50.7%
(2) 地域での他公職者とのバランスを考えるとこの額の報酬は多い	131	32.4%
(3) その他	41	10.1%
無回答	27	6.7%
計	404	100.0%

Q16 設問Q14について「少ない」を選択した理由をお聞かせください(いずれか1つ)

	回答数	構成比
(1) 本来は休日などの時間に活動を行っており、精神的負担、活動内容や活動時間からもこの額では少ない	863	66.1%
(2) 災害出動は大変危険な活動を伴うためこの額では少ない	325	24.9%
(3) その他	88	6.7%
無回答	30	2.3%
計	1,306	100.0%

Q17 報酬の支給方法（基準）についてどう思われますか(いずれか1つ)

	回答数	構成比
(1) 活動実績がない場合は支給しない	3,582	73.6%
(2) 活動実績がない場合でも支給する	1,009	20.7%
無回答	274	5.6%
計	4,865	100.0%

Q18 「活動実績がない場合は支給しない」を選択した理由をお聞かせください(いずれか1つ)

	回答数	構成比
(1) 活動実績がないのに報酬を受け取ることは、市民に受け入れられないので支給されないのはやむを得ないことだ	1,499	41.8%
(2) 活動実績がないのに報酬を受け取ることは、活動している団員との公平性に欠けるため支給されないのはやむを得ないことだ	1,895	52.9%
(3) その他	78	2.2%
無回答	110	3.1%
計	3,582	100.0%

Q19 「活動実績がない場合でも支給する」を選択した理由をお聞かせください(いずれか1つ)

	回答数	構成比
(1) 活動の有無に関係なく、有事の際には活動することを考慮し、金額が少なくても全団員に支給した方がよい	527	52.2%
(2) 消防団員として認められて入団している以上、金額が少なくても全団員に支給した方がよい	410	40.6%
(3) その他	39	3.9%
無回答	33	3.3%
計	1,009	100.0%

Q20 消防団の装備について(いずれか1つ)

	回答数	構成比
(1) 現行の装備で満足	2,964	60.9%
(2) 現行の装備以外に必要	1,644	33.8%
無回答	257	5.3%
計	4,865	100.0%

Q21 現行の装備以外にどのような装備が必要と考えますか(優先順2つ以内で選択)

	回答数	構成比
(1) 安全確保のための装備（耐切創性手袋・防塵メガネ、マスク等）	1,091	16.3%
(2) 情報伝達装備（携帯無線機・トランシーバー・デジタル、ビデオカメラ等）	1,145	17.1%
(3) 救助活動用資機材（AED・油圧切断機・エンジンカッター・チェンソー等）	946	14.1%
(4) 後方支援用資機材（エアテント・非常用備蓄物資等）	1,027	15.3%
(5) その他	103	1.5%
無回答	2,399	35.7%
計	6,711	100.0%

Q22 名古屋市公式ホームページ内に消防団紹介が掲載されていることを  
知っていますか(いずれか1つ)

	回答数	構成比
(1) 知っている	2,296	47.2%
(2) 知らない	2,378	48.9%
無回答	191	3.9%
計	4,865	100.0%

Q23 消防団員が割引などを受けられる施設などが公式ホームページに載っ  
ていることを知っていますか(いずれか1つ)

	回答数	構成比
(1) 知っている	1,876	38.6%
(2) 知らない	2,872	59.0%
無回答	117	2.4%
計	4,865	100.0%

Q24 割引施設などが現行より増えれば利用しますか(いずれか1つ)

	回答数	構成比
(1) 利用する	2,903	59.7%
(2) 現行のままでよい	1,748	35.9%
無回答	214	4.4%
計	4,865	100.0%

Q25 Q24について「利用する」を選択した方で、どのような業態の割引施  
設が増えればよいと思いますか(2つ以内で選択)

	回答数	構成比
(1) 消防団員の経営する施設などでの割引など	629	11.8%
(2) 飲食施設	2,319	43.4%
(3) ショッピング施設	2,104	39.3%
(4) その他	242	4.5%
無回答	54	1.0%
計	5,348	100.0%